

○尾張旭市簡易専用水道等設置管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道（以下「貯水槽水道」という。）の設置及び廃止、その他維持管理にあたり設置者が提出すべき手続等を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領を適用する施設は、次のとおりとする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項に規定する施設（以下「簡易専用水道」という。）
- (2) 水道法に規定する貯水槽水道であって、前号以外の給水施設（以下「小規模貯水槽水道」という。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）の適用を受ける施設の指導は、当該法令に基づいて実施するものとし、本要領は適用しない。）

(届出)

第3条 貯水槽水道の設置者又は当該水道施設の維持管理に関して権限が与えられている者（以下「貯水槽水道の設置者等」という。）は、給水申込みをするときは、貯水槽水道設置届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 貯水槽水道の設置者等は、届出事項に変更が生じたときは、速やかに貯水槽水道届出事項変更届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 3 貯水槽水道の設置者等は、当該水道施設を廃止（受水槽の有効容量の減少等に伴い簡易専用水道に該当しなくなった場合を含む。）したとき、当該水道施設を長期にわたり使用を中止しようとするとき、又は休止した貯水槽水道を再開しようとするときは、貯水槽水道廃止（休止・再開）届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(維持管理)

第4条 前条に定めるもののほか、水道施設の維持管理に関することは、別に定める「尾張旭市専用水道等維持管理指導基準」によるものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱等の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

貯水槽水道設置届

年 月 日

尾張旭市長 殿

住所
届出者
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称、代表者の氏名)

該当する番号に○を付けること。

分類	1 簡易専用水道	次のとおり貯水槽水道を設置したので、尾張旭市簡易専用水道等設置管理要領第3条第1項の規定により届け出ます。		
	2 小規模貯水槽水道			
建 物	名 称	(TEL)	設置年月	年 月
	所在地		階 数	階建
	主 用 途	1共同住宅 2事務所 3店舗 4学校 5旅館 6その他()		
所有者(設置者)	住所 氏名又は名称 (TEL)			
管 理 者	住所 氏名又は名称 (TEL)			
施 設 概 要				
給水設備(飲料用)	設置場所	1屋外 2屋内(地上 階、 地下 階)	1屋上 2給水塔 3その他 ()	1屋外 2屋内(地上 階、 地下 階)
	設置状態	1床置き 2その他 ()	(屋根) 1 有 2 無	1床置き 2その他 ()
	水槽の数・容量	()槽 ()m ³ 、()m ³	()槽 ()m ³ 、()m ³	()槽 ()m ³ 、()m ³
	材 質	1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4鋼板 5その他()	1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4鋼板 5その他()	1合成樹脂 2ステンレス 3コンクリート 4鋼板 5その他()
	給水管の材質	1硬質塩化ビニル管 2硬質塩化ビニルライニング鋼管 3ポリエチレン管 4ステンレス管 5その他()		
滅 菌 機	1有 2無			
使 用 水 量	m ³ /月			
残留塩素測定器	1有 2無			
備 考				整理番号 簡 小

記入上の注意事項

- 1 届出者
当該貯水槽水道の設置者又は維持管理に関する権限を与えられている者
- 2 分類
簡易専用水道、小規模貯水槽水道の別について、○で囲むこと。
- 3 建物の名称
○○マンション×号棟、△△小学校本館、××会社○○工場等建物の名称を記入すること。
- 4 設置年月
水道事業者から浄水を受水して貯水槽水道施設を使用開始する年月を記入すること。
- 5 主用途
主な用途を選び、○で囲むこと。
- 6 所有者(設置者)
届出者と同一の場合は、「届出者と同一」を記入することでもよい。
貯水槽水道施設を設置(又は所有)している者(2名以上の者が共同して設置している場合はその代表者)
- 7 管理者
届出者又は所有者(設置者)と同一の場合は、「届出者又は所有者(設置者)と同一」と省略できる。
当該貯水槽水道の全部の管理を任されている者(業者に管理委託している場合は委託業者名を記入する。)
- 8 給水設備
 - (1) 受水槽
加圧及び貯水の目的で水道管より受水する水槽をいう。
 - (2) 高置水槽
配水量や水圧を調節するために建物の屋上等に設けられる水槽をいう。
 - (3) 副受水槽、圧力水槽等があればその他の貯水槽欄に記入すること。
 - ア 設置場所
屋外、屋内(地上、地下○階)等水槽の設置場所を記入すること。
 - イ 設置状態
床置きは、外面を点検できる構造をいい、水槽が地下に埋め込まれているものや建物の壁や床を水槽の外壁としているものは、その他に記入すること。
 - ウ 水槽の数・容量
容量は、水槽において適正に利用可能な容量をいい、水の最高水位と最低水位との間に貯留される容量をいう。
 - エ 材質
該当する材質を選び、○で囲むこと。その他のものについては材質の種類を記入すること。
- 9 給水管の材質
該当するものを○で囲むこと。その他のものについては材質の種類を記入すること。
- 10 滅菌設備
水道水の再滅菌(消毒)のための設備の有無について○で囲むこと。
- 11 使用水量
1か月の平均予定使用水量を記入すること。
- 12 残留塩素測定器
残留塩素測定器の有無について、○で囲むこと。

様式第2号（第3条関係）

貯水槽水道届出事項変更届

年 月 日

尾張旭市長

殿

住所

届出者

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称、代表者の氏名）

次のとおり貯水槽水道の届出事項に変更が生じたので、尾張旭市簡易専用水道等設置管理要領第3条第2項の規定により届け出ます。

記

1 分類	簡易専用水道	小規模貯水槽水道
2 貯水槽水道を設置した建物の名称		
3 所在地		
4 変更事項	変更前	変更後
5 変更年月日		
6 変更理由		

(注意事項)

「1 分類」について、該当する項目に○を付けること。

様式第3号（第3条関係）

貯水槽水道廃止（休止・再開）届

年 月 日

尾張旭市長

殿

住所

届出者

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称、代表者の氏名）

次のとおり貯水槽水道を廃止（休止・再開）したので、尾張旭市簡易専用水道等設置管理要領第3条第3項の規定により届け出ます。

記

1 分類	簡易専用水道	小規模貯水槽水道	
2 貯水槽水道を設置した建物の名称			
3 所在地			
4 届出の分類	廃止	休止	再開
5 異動年月日			
6 異動理由			

(注意事項)

「1 分類」及び「4 届出の分類」について、該当する項目に○を付けること。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)